

## 市道自由ヶ丘団地北線物件補償調査業務仕様書

### (適用範囲)

- 第1条 本特記仕様書は、「用地調査等業務共通仕様書(高知県土木部)」(以下「共通仕様書」という。)によるものとし、共通仕様書第1条2項に基づき「市道自由ヶ丘団地北線物件補償調査業務」(以下「業務」という。)について必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 この仕様書に明記していない事項又は疑義を生じた場合及び仕様書に変更を要する場合は、委託者(以下「甲」という。)と受託者(以下「乙」という。)の協議によって定めるものとする。但し、軽微な事項は、甲が指示する。
- 3 軽微な事項については、甲の指示によりこの仕様書の一部変更が行われても、委託金額の変更はないものとする。

### (業務の目的)

- 第2条 本業務は、市道自由ヶ丘団地北線改良事業に伴い、関連する工作物それぞれの種類、数量、品等又は機能等を調査し、これら工作物に照応する構造物を再構築するための補償額を算定するものとする。

### (打合せ等)

- 第3条 業務の遂行に必要な打ち合わせ協議は、初回1回、中間1回、成果納入時1回とし、原則初回及び成果納入時は管理技術者が立ち会うものとする、また、疑義が生じた場合や監督員が要求した場合は、その都度打合せを行うものとし、監督員との協議により設計変更の対象とする。

### (作業計画の作成)

- 第4条 受注者は、仕様書等及び現地確認の結果等を基に作業計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。
- 2 前項の作業計画書には、次の事項を記載するものとする。
- (1) 業務概要
  - (2) 実施方針
  - (3) 業務工程
  - (4) 業務組織計画
  - (5) 打合せ計画
  - (6) 成果物の品質を確保するための計画
  - (7) 成果物の内容、部数
  - (8) 使用する主な図書及び基準

- (9) 連絡体制（緊急時を含む）
  - (10) 使用する主な機器
  - (11) 仕様書等において照査技術者による照査が定められている場合は、照査技術者及び照査計画
  - (11) その他
- 3 受注者は、作業計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度調査職員に変更作業計画書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、第1項の作業計画書に基づき業務が確実に実施できる執行体制を整備するものとする。

（調査および算定）

第5条 受注者は、次の作業を行うものとする。

- (1) 移転補償費及び補償費等の算出調査
- (2) 工作物の所在、種類、構造、用途、面積、経過年数、所有者の住所氏名、占有者の住所氏名
- (3) 工作物及び附帯施設の名称、大きさ、数量、延長、形態等
- (4) 前号に掲げる図面の作成
- (5) 必要に応じ、比較設計による概算補償費の算出